

参加者募集！

平成 29 年 9 月
鶴岡 税 務 署
公益社団法人鶴岡法人会
鶴岡地区税務関係団体協議会

改正消費税法セミナー

～軽減税率制度の導入を～

改正消費税法について

平成 31 年 10 月から消費税率等 10%への引上げと同時に、「酒類・外食を除く飲食料
品」及び「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の税率を 8%に据え
置く軽減税率制度が実施されます。

改正消費税法セミナーを開催します！

消費税の引上げ及び軽減税率制度の実施により、経理処理等の事務作業の増加など事業
者にとって新たな負担が予想されます。早期に計画的に対応策の準備を進めることが必要
となります。

そのため、軽減税率制度について、多くの事業者にご理解いただくために、
「税を考える週間」【11月11日（土）～17日（金）】に先立ちまして、下記のとおりセ
ミナーを開催します。是非、ご参加ください。

尚、説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。

記

- 開催日時： 平成 29 年 11 月 1 日（水） 14：00～15：00
11 月 2 日（木） 10：00～11：00
- 開催場所： 鶴岡市国際交流センター「出羽庄内国際村」 1F 大ホール
（鶴岡市伊勢原町 8-32）
- 参加費： 無料
- 講師： 鶴岡税務署 統括国税調査官 阿部 慶一郎

収容人数に限りがありますので、参加ご希望の方は 10 月 25 日（水）まで、FAX またはお電話で
鶴岡法人会宛へご連絡をお願いします。（FAX：0235-22-8814 TEL：0235-22-8160）

「改正消費税法セミナー」に出席します。

参加希望日（○印を付けてください）		（ ） 11 月 1 日（水）	（ ） 11 月 2 日（木）
事業所名		業 種	
住 所		電 話	
参加者		参加者	